電波法指定較正の業務規程

（測定器等の較正業務の手引き）

制定日:2013 年 02 月 20 日
発効日:2013 年 04 月 01 日
改定日:2018 年 03 月 23 日

＜ 目次 ＞

はじめに 2
Ⅰ. 較正対象の測定器と較正項目 2
Ⅱ. 事務所、業務時間等 3
Ⅲ. 較正業務 4
Ⅳ. トレーサビリティ 14
Ⅴ. 較正料金 14
Ⅵ. 較正員の選任と解任 15
Ⅶ. 較正の業務に関する帳簿及び書類の管理 15
Ⅷ. ご意見、ご要望、トラブルについて 16
Ⅸ. その他 16

別表１ 「電波法指定較正の範囲と料金」 18
別表２ 「電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込」 21
別表３ 「較正完了通知書」および「較正結果」 23
別表４ 「トレーサビリティ体系図」 28
別表５ 「一般取引条件」 388

はじめに

インターテックジャパン株式会社（以下、「弊社」と呼びます。）は、平成 25 年 2 月 6 日に総務大臣の指定を受け、平成 25 年 4 月 1 日より指定較正機関として測定器等の較正を行っておりました。
以下にその概要を紹介いたします。

Ⅰ． 較正対象の測定器と較正項目

指定較正機関に係る較正対象の測定器とその較正項目および最低較正点数は、以下のとおりです。
なお、較正可能範囲や料金等の詳細については、別表 1「電波法指定較正の範囲と料金」を参照して下さい。弊社元払いで被較正測定器の返送をする場合等の送料は、別途必要となります。

1. 周波数計
   (1) 周波数 …… 基本較正項目（5 点）

2. スペクトル分析器
   (1) 正弦波電圧（周波数応答） …… 基本較正項目（10 点）
   (2) 周波数 …… 基本較正項目（10 点）
   (3) 周波数スパン …… 追加較正項目（5 点）
   (4) 基準レベル …… 追加較正項目（5 点）
   (5) 入力減衰器 …… 追加較正項目（5 点）
   (6) 分解能帯域幅 …… 追加較正項目（5 点）

3. 電界強度測定器
   (1) 正弦波電圧（周波数応答） …… 基本較正項目（10 点）
   (2) 正弦波電圧（直線性） …… 基本較正項目（5 点）
   (3) 総合選択度 …… 追加較正項目（5 点）
   (4) 中間周波数除去比 …… 追加較正項目（5 点）
   (5) イメージ周波数除去比 …… 追加較正項目（5 点）
   (6) スプリアス応答 …… 追加較正項目（5 点）
   (7) ランダム雑音 …… 追加較正項目（5 点）
   (8) アンテナ係数[注1] …… 基本較正項目（―）[注3]
   (9) 減衰量[注2] …… 基本較正項目（―）[注3]

注１　アンテナ係数は、アンテナを対象として較正をいたします。アンテナ係数からの利得（ゲイン）の算出も可能です。
注２　減衰量は、アンテナから受信機の間の測定経路や、ケーブル、減衰器などを対象として較正をいたします。
注３　周波数を掃引して行うため、較正点の記載をいたしておりません。

4. 高周波電力計
   (1) 高周波電力 …… 基本較正項目（5 点）
   (2) 直線性 …… 基本較正項目（5 点）
   (3) 基準信号（その他信号出力） …… 基本較正項目（1 点）

5. 電圧電流計
   (1) 直流・交流電圧 …… 基本較正項目（4 点）
   (2) 直流・交流電流 …… 基本較正項目（4 点）

6. 標準信号発生器
   (1) 正弦波電力（周波数応答） …… 基本較正項目（5 点）
   (2) 振幅 …… 基本較正項目（5 点）
   (3) 周波数 …… 基本較正項目（5 点）
   (4) スプリアス …… 追加較正項目（1 点）

7. 周波数標準器
   (1) 周波数 …… 基本較正項目（1 点）

II． 事務所、業務時間等

1. 事務所（インターテックジャパン株式会社　校正事業部）

   指定較正機関に係る較正業務は、弊社鹿島試験所内の校正事業部で実施しています。
   校正事業部の連絡先は以下を参照して下さい。

○会社名	インターテックジャパン株式会社　校正事業部
○所在地	茨城県神栖市砂山 3 番地 2
（本社）	東京都港区海岸三丁目 18 番 1 号
○電話	0479-40-1372
○FAX	0479-40-1922
○メールアドレス	cal.etls-japan@intertek.com

2. 業務時間等
   (1) 業務時間
   平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
   (2) 休日
   土曜日、日曜日、国民の祝日および 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで

III．較正業務

指定較正機関に係る較正業務は、電波法指定較正申込書に記載された内容に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構にトレースした較正器により、電波法で定められた要件を備えた較正員が実施します。

1. 較正業務の流れ

指定較正機関に係る較正業務は、以下のような流れで行います。較正の申請をされる際にご確認下さい。

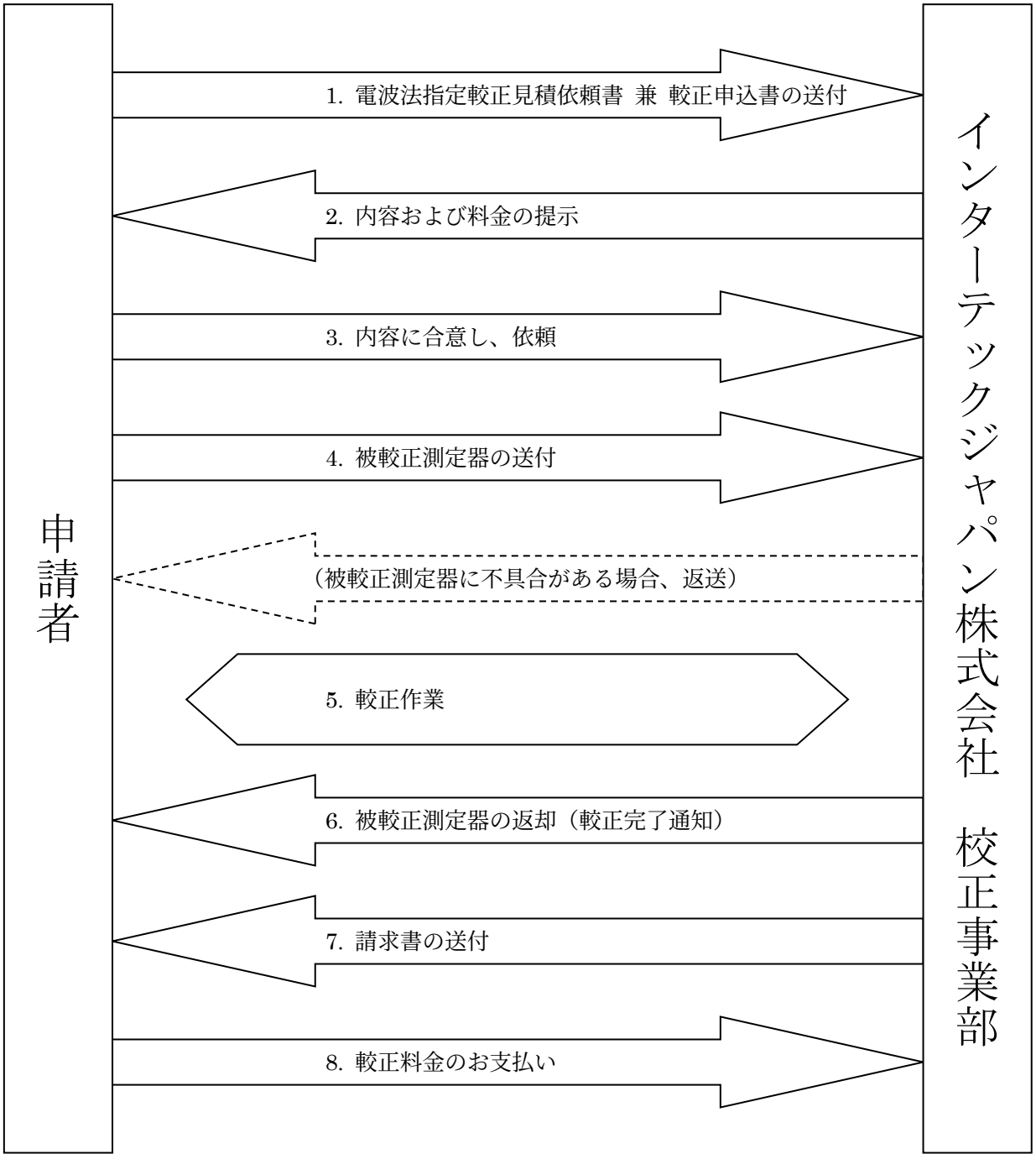

2. 較正の申請

指定較正機関に係る較正を申請される際は、別表 2「電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書」を弊社校正事業部へ電子メールもしくは FAX にてお送りいただき、較正内容および被較正測定器の返却予定日等について打ち合わせを行った上、被較正測定器を弊社校正事業部へ搬入して下さい。

【電波法指定較正申請書　記載例】

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正
見積依頼書 兼 較正申込書

1/2
インターテックジャパン株式会社
FAX:03-3451-7825

お見積書番号	ES180xxxx	お見積金額	¥ xxxxxx
Intertek Japan の一般取引条件(Ver.8)の内容に		☒ 同意しました。	（ 2018 年 2 月 19 日）
ご署名	兼田 洋佑		

申込者 ※較正完了通知書宛名	貴社名	インターテックジャパン株式会社		顧客番号
	所在地	茨城県神栖市砂山 3-2		
	部署名	校正事業部		
	担当者名	-	E-mail	
	TEL	0479-40-1372	FAX	0479-40-1922
ご請求先 ※申込者と異なる場合のみ	貴社名	同上		顧客番号
	所在地	〒		
	部署名			
	担当者名	様	E-mail	
	TEL		FAX	

較正区分	
☐ 受託較正	発送予定日 : 年 月 日頃 ※発送予定日は較正予定日の少なくても 1 週間前になるようにしてください
	荷物の数量 : 個口
	返送方法 : ※当社発払は、1 個口あたり 160 サイズまでは一律 2,500 円請求させていただきます ☐ 着払 ☐ 当社発払 ☐ その他 ☐ 返送保険の要否 返送保険掛金(円) ※保険掛金 50 万円以上は別途料金
	較正完了通知書 : ☐ 紙 部追加 ※ 追加 10,000 円/部 ☐ 電子データ(E-mail) ※追加 2,500 円/部 電子データがご提供できない品目がございます
☐ 出張較正	較正希望日 : 年 月 日

供試品の送付先	受領	確認
インターテックジャパン株式会社 校正事業部宛 〒314-0255 茨城県神栖市砂山 3 番地 2 TEL: 0479-40-1372(直通) FAX: 0479-40-1922	当社使用欄	当社使用欄

インターテックジャパン株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1

LFT-FJP-SL040 / Effective Date: 13 Mar 2017

2/2

電波法指定較正
見積依頼書 兼 較正申込書

インターテックジャパン株式会社
FAX:03-3451-7825

ご依頼内容 [一般機器校正]				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
高周波電力計	E4418B 8482A	Agilent Technologies Agilent Technologies	- -	センサーケーブル
備考 高周波電力:1,2,5,10,20,50,100,200,300,500MHz 1mW 計 10 点 直線性:1,2mW 100MHz 計 2 点				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				

※種別は下記からお選びください。複数の種別の機能を有する被較正測定器の場合、複数の種別を記載いただけます。
1.周波数計 2.スペクトル分析器 3.電界強度測定器(受信機、アンテナ、測定経路等が含まれます) 4.高周波電力計
5.電圧電流計 6.標準信号発生器 7.周波数標準器
【お願い】被較正測定器の取扱説明書および、付属品を同梱ください。

インターテックジャパン株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1

LFT-FJP-SL040 / Effective Date: 13 Mar 2017

3. 較正方法の概要

較正は、「Ⅰ. 較正対象の測定器と較正項目」に示した基本較正項目・最低較正点数を含む内容で行います。電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書もしくは打ち合わせにおいて追加較正項目および較正点の追加を希望された場合は、その内容を含めて行います。被較正測定器の仕様により、最低較正点数で行えない場合は、可能な較正点数までを行います。

以下の較正系統図で、「較正用～」と記載された測定器は、国立研究開発法人情報通信研究機構によって較正されたもの、またはそれらを用いて較正され、トレースが確保されたものを指します。

(1) 周波数計

較正系統図

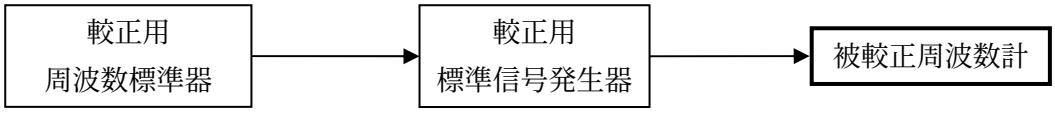

①「周波数」

被較正周波数計に標準信号発生器から較正点の周波数を入力し、周波数の較正をします。
標準信号発生器の基準周波数には標準周波数を使用します。

(2) スペクトル分析器

較正系統図（①）

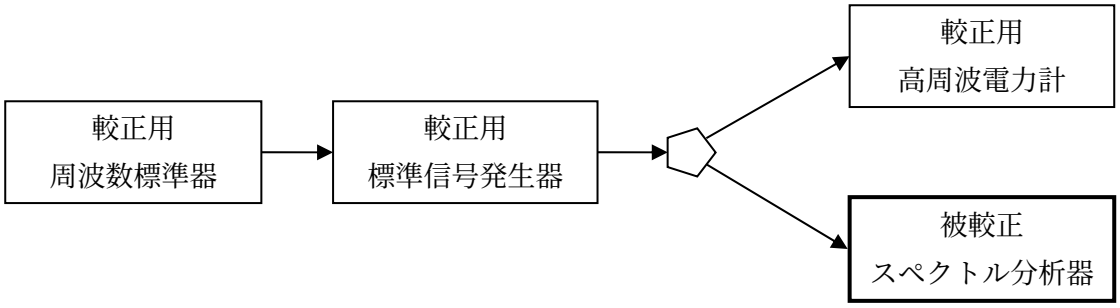

①「正弦波電圧（周波数応答)」

高周波電力計の電力指示値が、較正点の電圧と等しい電力となるように標準信号発生器出力を調整し、正弦波電圧を較正します。

較正系統図（②、③、④、⑤、⑥）

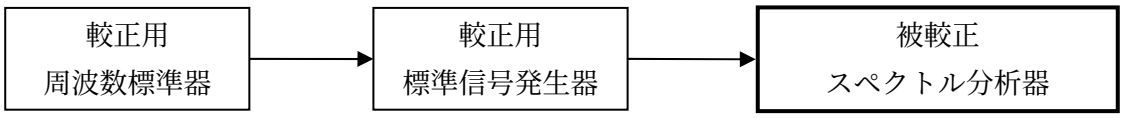

②「周波数」

標準信号発生器から較正点の周波数を入力し、周波数を較正します。被較正スペクトル分析器に周波数カウンタ機能が備えられている場合は、その機能を有効にして行います。

③⑥では、標準信号発生器の基準周波数には標準周波数を使用します。

④

⑤「周波数スパン」

被較正スペクトル分析器を較正点の周波数スパンに設定し、標準信号発生器から、周波数スパンの下限および上限の周波数を入力します。各々の周波数を読み取り、周波数スパンを較正します。

⑥「基準レベル」

被較正スペクトル分析器を較正点の基準レベルに設定し、標準信号発生器から較正点の電圧を入力して基準レベルを較正します。

⑦「入力減衰器」

標準信号発生器から一定の電圧を入力し、被較正スペクトル分析器の入力減衰器の値を各較正点に変更していきます。各々の指示値を読み取り、入力減衰器を較正します。

⑧「分解能帯域幅」

被較正スペクトル分析器を較正点の分解能帯域幅に設定し、標準信号発生器から正弦波電圧を入力します。被較正スペクトル分析器のマーカー機能を用いて帯域幅を読み取り、分解能帯域幅を較正します。

(3) 電界強度測定器

(3).A 受信器

較正系統図（①）

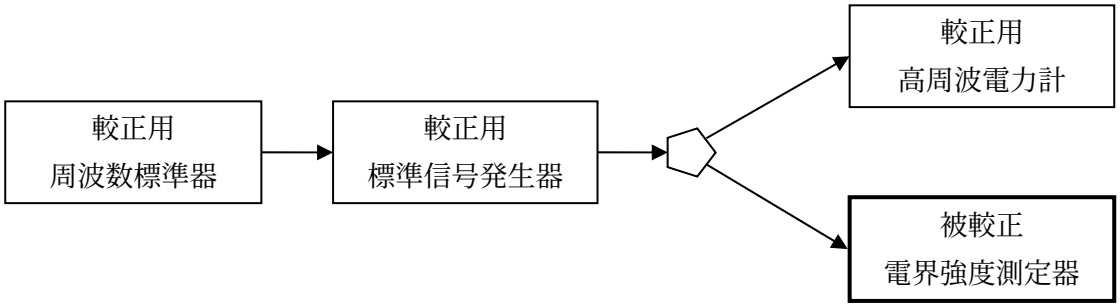

①「正弦波電圧（周波数応答）」

高周波電力計の電力指示値が、較正点の電圧と等しい電力となるように標準信号発生器出力を調整し、正弦波電圧を較正します。

較正系統図（②、③、④、⑤、⑥）

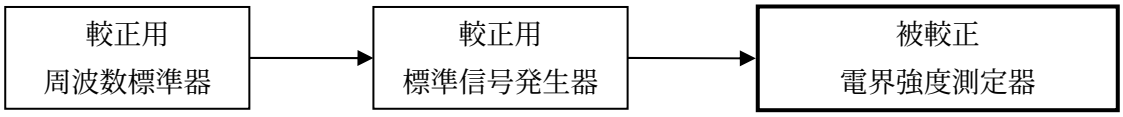

②「正弦波電圧（直線性）」

標準信号発生器から較正点の電圧を入力し、正弦波電圧を較正します。

②～⑦では、標準信号発生器の基準周波数には標準周波数を使用します。

③「総合選択度」

被較正電界強度測定器を較正点の周波数に設定し、標準信号発生器から、一定の電圧で、較正点およびその前後の周波数を入力します。各々の指示値を読み取り、総合選択度を較正します。

④「中間周波数除去比」

標準信号発生器から被較正電界強度測定器の中間周波数を入力し、較正点の周波数の指示値を読み取ります。その指示値と入力電圧を比較し、中間周波数除去比を較正します。

⑤「イメージ周波数除去比」

被較正電界強度測定器を較正点の周波数に設定し、標準信号発生器からイメージとなる周波数を入力します。そのときの較正点の指示値と入力電圧を比較し、イメージ周波数除去比を較正します。

⑥「ランダム雑音」

標準信号発生器から一定の電圧で、較正点の周波数を入力し、被較正電界強度測定器の入力減衰器を変化させていきます。各々の指示値を読み取り、その直線性を確認することでランダム雑音を較正します。

較正系統図（⑦）

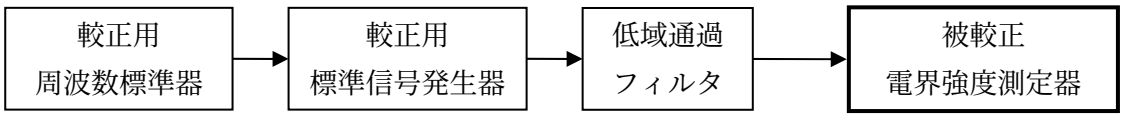

⑦「スプリアス」

標準信号発生器から較正点の周波数を低域通過フィルタを介して入力し、較正点の周波数およびその二次高調波となる周波数の指示値を読み取る。それらの指示値を比較し、スプリアスを較正します。

(3).B アンテナ

較正系統図（⑧-1）

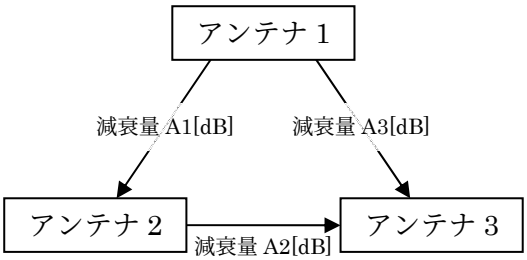

較正系統図（⑧-2）

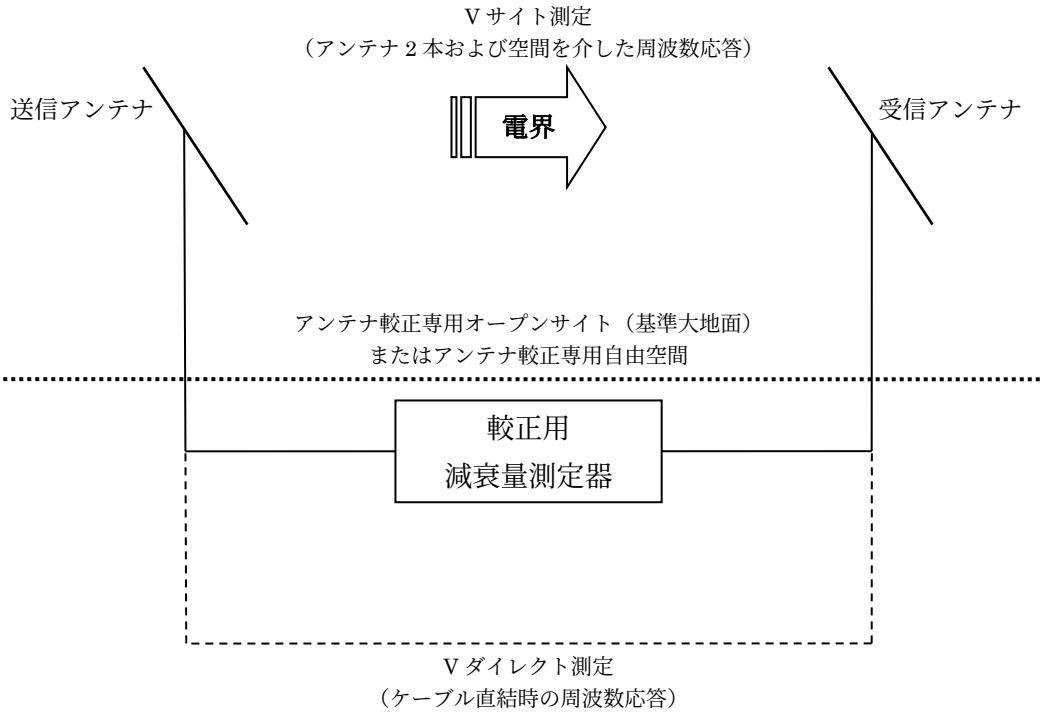

較正系統図（⑧-3）

$$AF1 = 10\log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}\left(E_D + A_1 + A_2 - A_3\right) \quad [dB/m] \cdots\cdots \text{数式 } 1^{\text{注 1}}$$

$$AF2 = 10\log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}\left(E_D + A_1 - A_2 + A_3\right) \quad [dB/m] \cdots\cdots \text{数式 } 2^{\text{注 1}}$$

$$AF3 = 10\log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}\left(E_D - A_1 + A_2 + A_3\right) \quad [dB/m] \cdots\cdots \text{数式 } 3^{\text{注 1}}$$

⑧「アンテナ係数」

被較正アンテナ以外に、類似型のアンテナをもう 2 本用いて、較正系統図（⑧-1）に示す A1、A2、および A3 の 3 通りの減衰量を求めます。減衰量は、較正系統図（⑧-2）に示す V ダイレクト測定の値から V サイト測定[注1]の値を減算して求めます。

求められた 3 通りの減衰量から、較正系統図（⑧-3）に示す数式を用いてアンテナ係数を較正します。この際、被較正アンテナを「アンテナ 1」とした場合は「数式 1」を、「アンテナ 2」とした場合は「数式 2」を、「アンテナ 3」とした場合は「数式 3」を用います。

注 1　V サイト測定を行う際の位置関係や偏波等の条件は様々です。数式内の E_D の値はそれらにより変わります。

(3).C アンテナから受信器までの測定経路や、ケーブル、減衰器など

較正系統図（⑨）

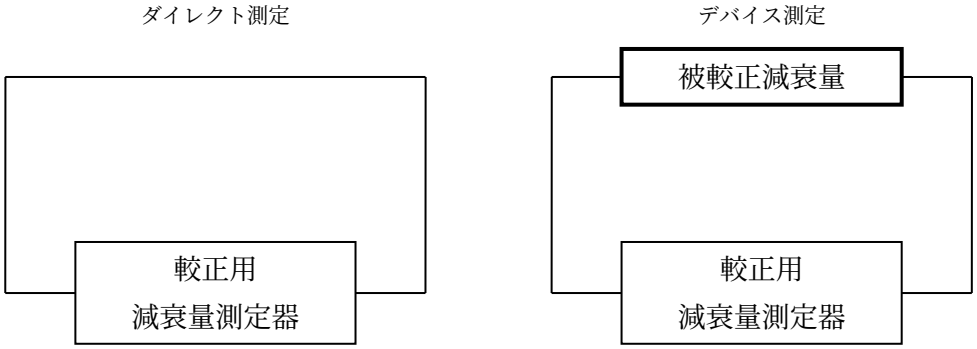

⑨「減衰量」

較正系統図（⑨）に示すダイレクト測定の値からデバイス測定の値を減算し、減衰量を較正します。このとき、計算は対数[dB]で行います。

(4) 高周波電力計

較正系統図（①、②）

＊較正点が-30dBm～50dBm の場合（通過型のみ）

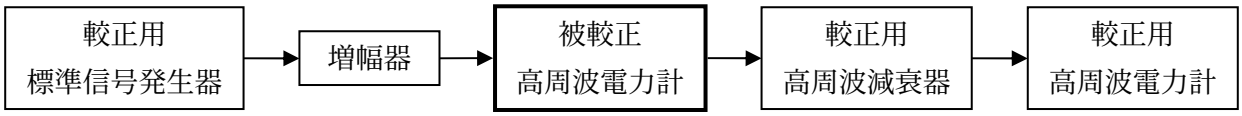

＊較正点が-100dBm～20dBm の場合（終端型および通過型）

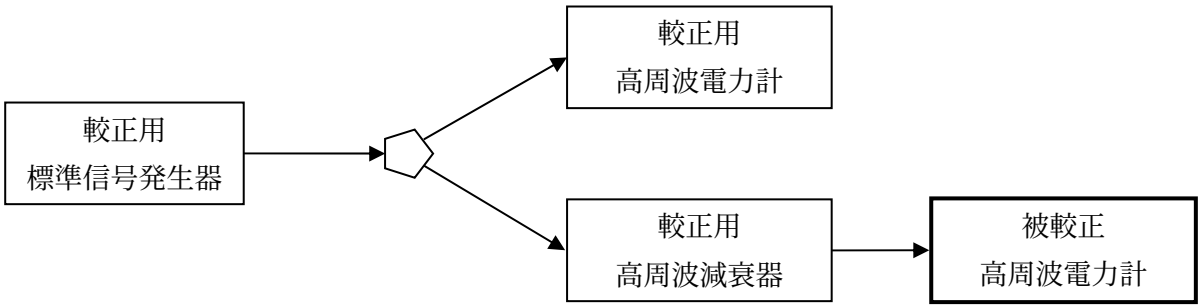

①「高周波電力」

被較正高周波電流計の仕様（終端型もしくは通過型）や較正点の電力によって、較正系統を変えて較正します。

いずれの較正系統の場合も、被較正高周波電力計に入力される電力が、較正点の電力となるように、較正用高周波電力計の指示値を読みつつ、高周波減衰器の減衰量および標準信号発生器出力を調整し、高周波電力を較正します。

較正系統図では省略しておりますが、①および②では、標準信号発生器の基準周波数には較正用周波数標準器を用いて標準周波数を使用します。また、較正点によっては増幅器および高周波減衰器は不要となり、使用しないことがあります。

②「直線性」

被較正高周波電流計の仕様（終端型もしくは通過型）や較正点の電力によって、較正系統を変えて較正します。

いずれの較正系統の場合も、被較正高周波電力計に入力される電力が、較正点の電力となるように、較正用高周波電力計の指示値を読みつつ、高周波減衰器の減衰量および標準信号発生器出力を調整し、直線性を較正します。

③「基準信号（その他信号出力)」

標準信号発生器の較正項目 ①「正弦波電力（周波数応答)」および ②「振幅」と同様の方法で基準信号の電力を較正します。

(5) 電圧電流計

較正系統図（①、②）

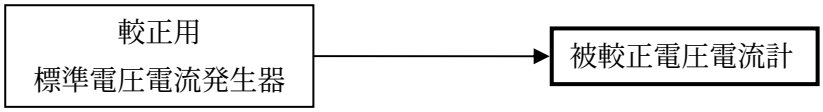

①「電圧」

標準電圧電流発生器から較正点の電圧を入力し、電圧を較正します。このとき、標準電圧電流発生器と被較正電圧電流計は並列に接続します。

②「電流」

標準電圧電流発生器から較正点の電流を入力し、電流を較正します。このとき、標準電圧電流発生器と被較正電圧電流計は直列に接続します。

(6) 標準信号発生器

較正系統図（①、②）

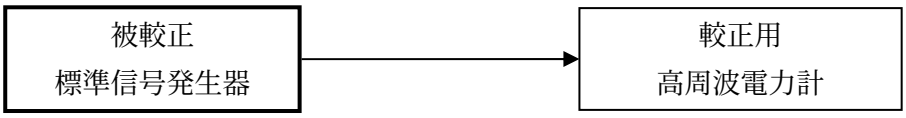

①「正弦波電力（周波数応答）」

被較正標準信号発生器から較正点の電力を出力させ、高周波電力計へ入力し、正弦波電力を較正します。

②「振幅」

被較正標準信号発生器から較正点の電力を出力させ、高周波電力計へ入力し、振幅を較正します。

較正系統図（③）

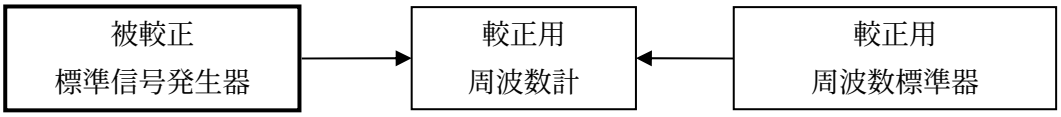

③「周波数」

被較正標準信号発生器から較正点の周波数を出力させ、周波数計へ入力し、周波数を較正します。周波数計の基準周波数には標準周波数を使用します。

較正系統図（④）

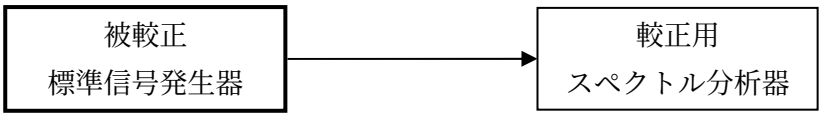

④「スプリアス」

被較正標準信号発生器から較正点の周波数を出力させ、スペクトル分析器へ入力し、一次から五次までの指示値を読み取り、それらを比較することでスプリアスを較正します。

(7) 周波数標準器

較正系統図

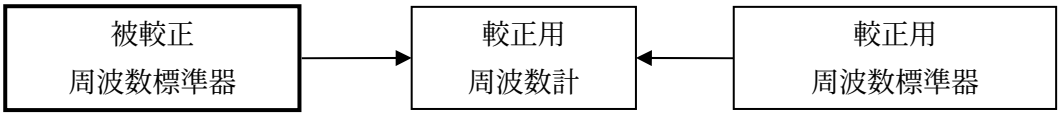

①「周波数」

被較正周波数標準器から周波数標準を出力させ、周波数計へ入力し、周波数を較正します。周波数計の基準周波数には標準周波数を使用します。

4. 較正完了通知書とラベルの貼付

較正が完了したら、被較正測定器の返却とともに、別表 3「較正完了通知書」および「較正結果」をお渡しします。

また、被較正測定器には、較正ラベルを貼付いたします。

大きさ：左右 およそ 32mm、天地 およそ 18mm
色：地は銀色、文字は黒色
※被較正測定器によって形状や大きさを変更する場合がございます。

Ⅳ. トレーサビリティ

指定較正機関に係る較正業務に使用する弊社の標準器は、別表 4「トレーサビリティ体系図」に示すとおり、国立研究開発法人情報通信研究機構にトレーサビリティを確保しています。

Ⅴ. 較正料金

1. 校正料金の額

指定較正機関に係る較正の料金は、別表 1「電波法指定較正の範囲と料金」に示しますので、参照して下さい。

2. 較正料金のお支払い

較正料金のお支払いは、銀行振り込みのみとなります。被較正測定器を返却したのち、請求書を送付いたしますので、その内容に従って、以下に示す弊社の口座へお振り込み下さい。なお、その際の振込手数料はご負担をお願いいたします。

銀行口座　　口座名義　　ｲﾝﾀｰﾃｯｸ ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社

銀行名		口座番号（普通預金）
三井住友銀行	本店営業部	1709195

VI. 較正員の選任と解任

較正員の選任は、測定器等の較正に関する規則第十一条第二号の要件のとおり、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者を選任し較正員とします。較正員は、II. 1.による、較正業務実施場所に配置します。

① 較正員は、代表取締役が 2 名以上を選任します。

② 較正員の選任又は解任は、代表取締役が行います。ただし、次に掲げる場合以外の理由で較正員の意に反して解任することはできません。

- 較正員に休職を命じたとき。
- 較正員を解雇したとき。
- 較正員が退職したとき。
- 較正員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- 較正員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
- その他、当社就業規則に該当する場合

③ 代表取締役は較正員を選任し又は解任したときは、電波法第百二条の十八第十三項において準用する同法第四十七条の二第二項に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとします。

VII. 較正の業務に関する帳簿及び書類の管理

指定較正機関に係る較正業務は、品質管理システムの下で管理された文書に従い、定められた手順および様式を用いて実施いたします。それらの文書および様式の管理、較正業務の記録については以下のとおりです。

1. 文書管理

業務手順書、電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書の様式、較正完了通知書の様式、その他の品質管理に関連する文書の承認および発行、変更は、権限を持った要員の確認のもとでのみ行われます。それらの文書は識別番号を定めて管理文書の帳簿へ記録し、発効や改定などの情報を含め、容易に検索、識別できる状態で管理しております。

2. 較正業務の記録

指定較正機関に係る較正業務は、一つの較正業務ごとに識別番号を定めて較正記録の帳簿へ記録し、申請内容の確認の記録、較正完了通知書、その他の関連書類はその識別番号から容易に検索、識別できる状態で管理いたします。

較正業務を行う過程で得られる記録は、申請者の同意を得た場合を除き、厳密に専有および機密として取り扱います。

VIII. ご意見、ご要望、トラブルについて

指定較正機関に係る較正業務をご利用いただいた際、ご意見、ご要望、トラブル等がございました場合は、お手数ですが Ⅱ. 事務所、業務時間等 に示す インターテックジャパン株式会社　校正事業部 までご連絡をお願いいたします。

1. 苦情および異議申立について

苦情および異議申立をいただいた場合は、その原因にかかわらず、品質管理方針およびシステムに従い、調査、解決、是正を行い、文書化し記録した後、ご報告をいたします。

2. 不適合の較正業務の管理について

弊社の較正業務またはその結果が何らかの側面で弊社の手順または申請者と合意した要求事項に適合していない場合に、品質管理方針およびシステムに従った手順を踏み、対処いたします。

IX.　その他

1. 一般取引条件について

指定較正機関に係る較正は、別表 5「一般取引条件」に同意いただいた上でご依頼下さい。

2. 被較正測定器の不具合

被較正測定器を弊社でお預かりしている間に特性異常、動作異常等の不具合が確認された場合は、直ちに申請者にご連絡し、その後の対応について改めて打ち合わせをいたします。

3. 較正の取消し

弊社は、被較正測定器が不正な手段により較正を受けたと判明したときは、その較正を取り消すことがあります。

4. 電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書

電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書は別表 2 の様式と同等の内容を記載いただければ、異なる様式のものでも構いません。それらの文書も、較正申請書とみなします。

5. 別表について

別表 1～5 の書類は、各々の電子ファイルをご用意しております。各々の電子ファイルをご利用の際は、弊社校正事業部へお問い合わせ下さい。

インターテックジャパン株式会社　校正事業部
E-mail：cal.etls-japan@intertek.com
HP：http://ew.intertek-jpn.com/

別表１「電波法指定較正の範囲と料金」

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正の範囲と料金

測定器の種別		較正項目		較正範囲	較正料金	較正点、追加料金および備考
周波数計		周波数	基本項目	0.1Hz～40GHz	¥20,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,500/1点
スペクトル分析器		正弦波電圧 （周波数応答）	基本項目	9kHz～50GHz	¥40,000	較正点：10点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥2,000/1点 ※ご指定がない場合、97dBμVで較正します。
		周波数	基本項目	0.1Hz～40GHz		
		周波数スパン	追加項目	0.1Hz～40GHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点： 周波数100MHzで、スパン10、100kHz、1、10、100MHz
		基準レベル	追加項目	0dBμV～100dBμV	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点： 周波数100MHzで、基準レベル60、70、80、90、100dBμV
		入力減衰器	追加項目	0dB～60dB （被較正測定器に依存）	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、87dBμVで、入力減衰器10dBを基準として較正します。 代表的な較正点： 周波数100MHzで、入力減衰器0、20、30、40、50dB
		分解能帯域幅	追加項目	200Hz～5MHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点： 周波数50MHzで、3dB帯域幅10、30、100、300kHz、1MHz
電界強度測定器	受信器	正弦波電圧 （周波数応答）	基本項目	9kHz～50GHz	¥40,000	較正点：10点（指定可） 追加料金：検波方式の追加 ¥15,000/検波方式 追加料金：較正点の追加 ¥2,000/1点 ※ご指定がない場合、97dBμVで較正します。
		正弦波電圧 （直線性）	基本項目	9kHz～50GHz		較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※正弦波信号は検波方式による差はないので、代表的な検波方式、またはご指定の検波方式のみ較正します。 代表的な較正点： 代表的な周波数で、40、50、60、70、80dBμV
		総合選択度	追加項目	9kHz～4GHz	¥10,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥2,500/1点 代表的な較正点： QP検波で、100kHz、10、500MHz Peak検波で、3GHz Average検波で、3GHz
		中間周波数 除去比	追加項目	9kHz～4GHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dBμVで較正します。 代表的な較正点： 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		イメージ周波数 除去比	追加項目	9kHz～4GHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dBμVで較正します。 代表的な較正点： 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		スプリアス応答	追加項目	9kHz～4GHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dBμVで較正します。 代表的な較正点： 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		ランダム雑音	追加項目	9kHz～4GHz	¥5,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、38もしくは48dBμVで較正します。 代表的な較正点： 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正の範囲と料金

測定器の種別		較正項目		較正範囲	較正料金	較正点、追加料金および備考
電界強度測定器	アンテナ	アンテナ係数	基本項目	9kHz～30MHz	¥50,000	アンテナ係数 較正点：ー（点数および、較正点間隔自由指定可） 追加料金：¥2,000/周波数 追加料金：数値データのエクセルファイル作成　¥2,500
				20MHz～3GHz ・オープンサイト（MGP上） ・アンテナ距離：1/3/10m ・偏波：水平/垂直 ・高さ：1.0/1.5/2.0/3.0m	¥50,000 ※追加料金が最低¥30,000発生します	標準サイト法でアンテナ係数を較正します。 較正点（アンテナ間の距離、高さおよび、偏波）をご指定ください。 較正点：ー（点数および、較正点間隔自由指定可） 追加料金：¥25,000/較正距離 追加料金：距離毎の較正条件が2つを超える場合 ¥10,000/較正距離 追加料金：周波数帯域が1GHzの上下にわたる場合 距離毎の追加料金×2
				1GHz～40GHz ・自由空間 ・アンテナ距離：1/3m ・偏波、高さの指定は無し	¥80,000 ※追加料金が最低¥30,000発生します	追加料金：周波数帯域が6GHzの上下にわたる場合 距離毎の追加料金×2 追加料金：数値データのエクセルファイル作成　¥2,500 同一条件で複数のアンテナを較正する場合など、同時に作業が行える条件の場合、追加料金は一本分のみ発生します。 ※非常に細かな較正点間隔のご指定などの場合は追加料金をいただくことや、実施できないことがございます。
	アンテナから受信器までの測定経路や、ケーブル、減衰器など	減衰量	基本項目	9kHz～8.5GHz	¥20,000	較正点：ー（点数および、較正点間隔自由指定可） 周波数帯域が左記の帯域の両方にわたる場合は、¥35,000となります。 追加料金：数値データのエクセルファイル作成　¥2,500
				50MHz～50GHz	¥30,000	※非常に細かな較正点間隔のご指定などの場合は追加料金をいただくことや、実施できないことがございます。
高周波電力計		高周波電力	基本項目	9kHz～50GHz	¥40,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥1,000/1点 追加料金：検知部（センサ）の追加　¥30,000/検知部（センサ） ※ご指定がない場合、0dBmで較正します。
		直線性	基本項目	−100dBm～50dBm		較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥1,000/1点 追加料金：20dBmを超える場合　¥20,000 代表的な較正点： 基準信号周波数（50MHz等）で、−30、−20、−10、10、20dBm
		基準信号（その他信号出力）	基本項目	10MHz～50GHz		較正点：1点（指定可） 代表的な較正点： 基準信号周波数（50MHz等）
電圧電流計		直流・交流電圧	基本項目	10mV～600V	¥15,000	較正点：直流、交流50Hz、交流60Hz　各4点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥1,000/各1点 追加料金：周波数の追加　¥2,500/1点 代表的な較正点： 被較正測定器のレンジ毎に1点
		直流・交流電流	基本項目	10mA～30A	¥15,000	較正点：直流、交流50Hz、交流60Hz　各4点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥1,000/各1点 追加料金：周波数の追加　¥2,500/1点 代表的な較正点： 被較正測定器のレンジ毎に1点
標準信号発生器		正弦波電力（周波数応答）	基本項目	9kHz～50GHz	¥30,000	較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥2,000/1点
		振幅	基本項目	−30dBm～20dBm		較正点：5点（指定可） 追加料金：較正点の追加　¥1,000/1点
		周波数	基本項目	0.1Hz～50GHz		正弦波電力（周波数応答）の項目と同一の較正点となります。
		スプリアス	追加項目	9kHz～6GHz	¥10,000	較正点：周波数1点で2、3、4、5次高調波まで（指定可） 追加料金：周波数の追加　¥10,000/1点 代表的な較正点： 周波数100MHzで2、3、4、5次高調波まで
周波数標準器		周波数	基本項目	1MHz～10MHz	¥15,000	較正点：1点 追加料金：較正点の追加　¥1,500/1点 ※通常は1、2.5、5、10MHz等が較正点となります。

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正の範囲と料金

出張較正を行う場合の経費

(1)出張費 ※お預かり較正の際、直接引取および納品をご依頼いただく場合も本料金を適用いたします。	茨城、千葉、神奈川、栃木、長野	¥34,000	※1 北海道、四国、九州は、別途算出させていただきます。 出張較正は機材のスケジュール調整や準備等が必要となりますので、実施希望日の2週間前までに実施日の打ち合わせおよびスケジュールのご確認をお願いいたします。 電界強度測定器(アンテナ)は、アンテナ較正専用オープンサイトまたはアンテナ較正専用自由空間で実施するため、出張較正はできずお預かり較正のみとなります。
	福島、群馬、埼玉、東京、山梨、岐阜、愛知、静岡	¥54,000	
	富山、新潟、大阪、京都、滋賀、宮城、山形	¥88,000	
	その他本州※1	¥152,000	
(2)滞在費	出張較正の作業スケジュールが2日以上となる場合に発生いたします。	¥34,000/泊	
(3)休日付加料金	休日の出張較正をご依頼の場合に発生いたします。	¥30,000/日	
(4)超過時間料金	17時以降の作業が必要となる場合に発生いたします。	¥30,000/時間	
(5)キャンセル料金	16日前まで	無料	出張較正実施日の変更について、原則として一週間以内の先送りは一回に限り無料となります。 キャンセル料金の計算について、日数には休日を含みます。 弊社技術者の移動中もしくは移動後にキャンセルまたは出張較正実施日の変更をいただいた場合、別途出張費が発生いたします。
	15日前から11日前まで	較正料金の10%	
	10日前から6日前まで	較正料金の20%	
	5日前から2日前まで	較正料金の30%	
	前日	較正料金の50%	
	当日	較正料金の100%	

ボリューム値引き

多数の機器を一度にまとめてご依頼いただき、較正料金の合計が一定以上の金額（税別）となった場合に適用致します。

50万円以上～100万円未満	Δ5%
100万円以上～200万円未満	Δ10%
200万円以上～300万円未満	Δ12%
300万円以上	Δ15%

別表２「電波法指定較正申請書」

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正
見積依頼書 兼 較正申込書

インターテックジャパン株式会社
FAX:03-3451-7825

お見積書番号	ES	お見積金額	¥
Intertek Japan の一般取引条件(Ver.8)の内容に		☐ 同意しました。 （ 20 年 月 日）	
ご署名			

申込者 ※較正完了通知書宛名	貴社名			顧客番号
	所在地	〒		
	部署名			
	担当者名	様	E-mail	
	TEL		FAX	
ご請求先 ※申込者と異なる場合のみ	貴社名			顧客番号
	所在地	〒		
	部署名			
	担当者名	様	E-mail	
	TEL		FAX	

較正区分	
☐ 受託較正	発送予定日： 年 月 日頃 ※発送予定日は較正予定日の少なくても１週間前になるようにしてください
	荷物の数量： 個口
	返送方法：※当社発払は、1 個口あたり 160 サイズまでは一律 2,500 円請求させていただきます ☐ 着払 ☐ 当社発払 ☐ その他 ☐ 返送保険の要否 返送保険掛金（ 円）※保険掛金 50 万円以上は別途料金
	較正完了通知書： ☐ 紙 部追加 ※ 追加 10,000 円/部 ☐ 電子データ(E-mail) ※追加 2,500 円/部 電子データがご提供できない品目がございます
☐ 出張較正	較正希望日： 年 月 日

供試品の送付先	受領	確認
インターテックジャパン株式会社 校正事業部宛 〒314-0255 茨城県神栖市砂山３番地２ TEL: 0479-40-1372(直通) FAX: 0479-40-1922	当社使用欄	当社使用欄

インターテックジャパン株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1

intertek
Total Quality. Assured.

電波法指定較正
見積依頼書 兼 較正申込書

インターテックジャパン株式会社
FAX:03-3451-7825

ご依頼内容 [一般機器校正]				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				
種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品
備考				

※種別は下記からお選びください。複数の種別の機能を有する被較正測定器の場合、複数の種別を記載いただけます。

1.周波数計 2.スペクトル分析器 3.電界強度測定器(受信機、アンテナ、測定経路等が含まれます) 4.高周波電力計

5.電圧電流計 6.標準信号発生器 7.周波数標準器

【お願い】被較正測定器の取扱説明書および、付属品を同梱ください。

インターテックジャパン株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1

LFT-FJP-SL040 / Effective Date: 13 Mar 2017

別表３「較正完了通知書」および「較正結果」

通知書番号：JR180xxxxx

較 正 完 了 通 知 書

Completion Notice of Calibration

申請者	Customer	:	Intertek Japan K.K.
所在地	Address	:	茨城県神栖市砂山3-2
機器種別	Type of Instrument(s)	:	スペクトル分析器
製造者	Manufacturer	:	Agilent Technologies
型式	Model No.	:	E4447A
製造番号	Serial No.	:	MY48250005
較正完了日	Calibration Date	:	Jan. 23, 2018
発行日	Date of Issue	:	Jan. 23, 2018
通知書番号	Notice No.	:	JR180xxxxx
温度	Temperature	:	25 Degree C
湿度	Humidity	:	52 % RH
較正方法	Calibration Procedure No.	:	RJP-CA006
備考	Note	:	

SAMPLE

本測定器等について、電波法第102条の18第1項の規定に基づく較正が完了したので通知します。

較正員　川畑　正一

この較正に使用した測定器は、測定器製造会社の較正サービス、または公的較正機関を通じてSI単位系（日本、または諸外国の標準）にトレーサビリティがとられています。
本通知書を書面による承認なしに、一部分のみを無断で複製することを禁じます。

Equipment used for the calibration are traceable to SI units (national or international standards) via calibration services by manufacturer or recognized standards laboratories.
This document shall not be reproduced, except in full.

intertek
Total Quality. Assured.

インターテックジャパン株式会社　校正事業部　鹿島試験所
〒314-0255 茨城県神栖市砂山3番地2　Tel : 0479-40-1372
Intertek Japan K.K. Calibration Division Kashima Laboratory
3-2, Sunayama, Kamisu-shi, Ibaraki-ken, 314-0255 Japan

© 2017 Intertek
1/5
QMC-24-D002(1.4)

通知書番号：JR180xxxxx

較　正　結　果

Calibration Report

機器種別	Type of Instrument(s)	:	スペクトル分析器
製造者	Manufacturer	:	Agilent Technologies
型式	Model No.	:	E4447A
製造番号	Serial No.	:	MY48250005
較正完了日	Calibration Date	:	Jan. 23, 2018
較正場所	Calibration Place	:	Calibration room
備考	Note	:	

No.	Category･Standard / Calibration method
1	正弦波電圧(周波数応答)
2	周波数

SAMPLE

Remarks :

Calibration Equipment Used

Instrument	Manufacturer	Model No.	Serial No	Expiry Date	Calibrated by
Power Meter	Agilent	E4418B	MY40330559	Jun. 2018	NICT
Power Sensor	Agilent	E9304A	MY41498332	Jun. 2018	NICT
Power Sensor	Agilent	8487A	MY41092096	Jun. 2018	NICT
Frequency standard	SPECTRACOM	6689	SN238784	Jun. 2018	NICT
Standard Signal Generator	Rohde&Schwarz	SMA100A	101599	Jul. 2018	Intertek
Standard Signal Generator	Rohde&Schwarz	SMR40	834128/028	Jul. 2018	Intertek

Ⓒ 2017 Intertek

通知書番号：JR180xxxxx

Calibration Uncertainty (Reported uncertainties represent expanded uncertainties expressed at approximately 95% confidence level using a coverage factor of k=2.)			
No.	Category・Standard	Frequency	Uncertainty [k=2]
1	正弦波電圧(周波数応答)	9 kHz to 1 GHz	0.4 [dB]
		1 GHz to 18 GHz	0.56 [dB]
		18 GHz to 50 GHz	1.1 [dB]
2	周波数	10 Hz to 40 GHz	1.0×10^{-5} [%]

SAMPLE

© 2017 Intertek 3/5 QMC-24-D002(1.4)

通知書番号：JR180xxxxx

1. 正弦波電圧（周波数応答）

VBW:	Auto	RF Attenuator:	10dB
Input Level:	97dBµV	Log/Div.:	10dB

Frequency [MHz]	Ref. [dBµV]	Measured [dBµV]	Dev. [dB]	Res BW [kHz]	SPAN [MHz]
10.000	**97.02**	**97.16**	**0.14**	10	0.1
100.000	**97.01**	**97.18**	**0.18**	10	0.1
500.000	**97.00**	**97.09**	**0.09**	10	0.1
1000.000	**97.01**	**97.02**	**0.01**	10	0.1
2000.000	**97.01**	**96.98**	**-0.03**	1000	10
2400.000	**97.00**	**96.93**	**-0.07**	1000	10
5000.000	**96.90**	**97.05**	**0.15**	1000	10
5600.000	**96.99**	**97.08**	**0.09**	1000	10
10000.000	**97.01**	**96.76**	**-0.25**	1000	10
15000.000	**97.01**	**96.28**	**-0.74**	1000	10
20000.000	**97.01**	**96.63**	**-0.37**	1000	10
30000.000	**97.01**	**95.97**	**-1.03**	1000	10
40000.000	**97.04**	**94.88**	**-2.16**	1000	10

SAMPLE

© 2017 Intertek

通知書番号：JR180xxxxx

2. 周波数

2.1 Frequency counter mode

Frequency [MHz]	Measured [MHz]	Remarks
10.00000	**10.000001**	
100.00000	**100.000006**	
500.00000	**500.000029**	
1000.00000	**1000.000058**	
2000.00000	**2000.000116**	
2400.00000	**2400.000139**	
5000.00000	**5000.000290**	
5600.00000	**5600.000325**	
10000.00000	**10000.000581**	
15000.00000	**15000.000872**	
20000.00000	**20000.001162**	
30000.00000	**30000.001742**	
40000.00000	**40000.002323**	

SAMPLE

© 2017 Intertek 5/5 QMC-24-D002(1.4)

別表４「トレーサビリティ体系図」

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

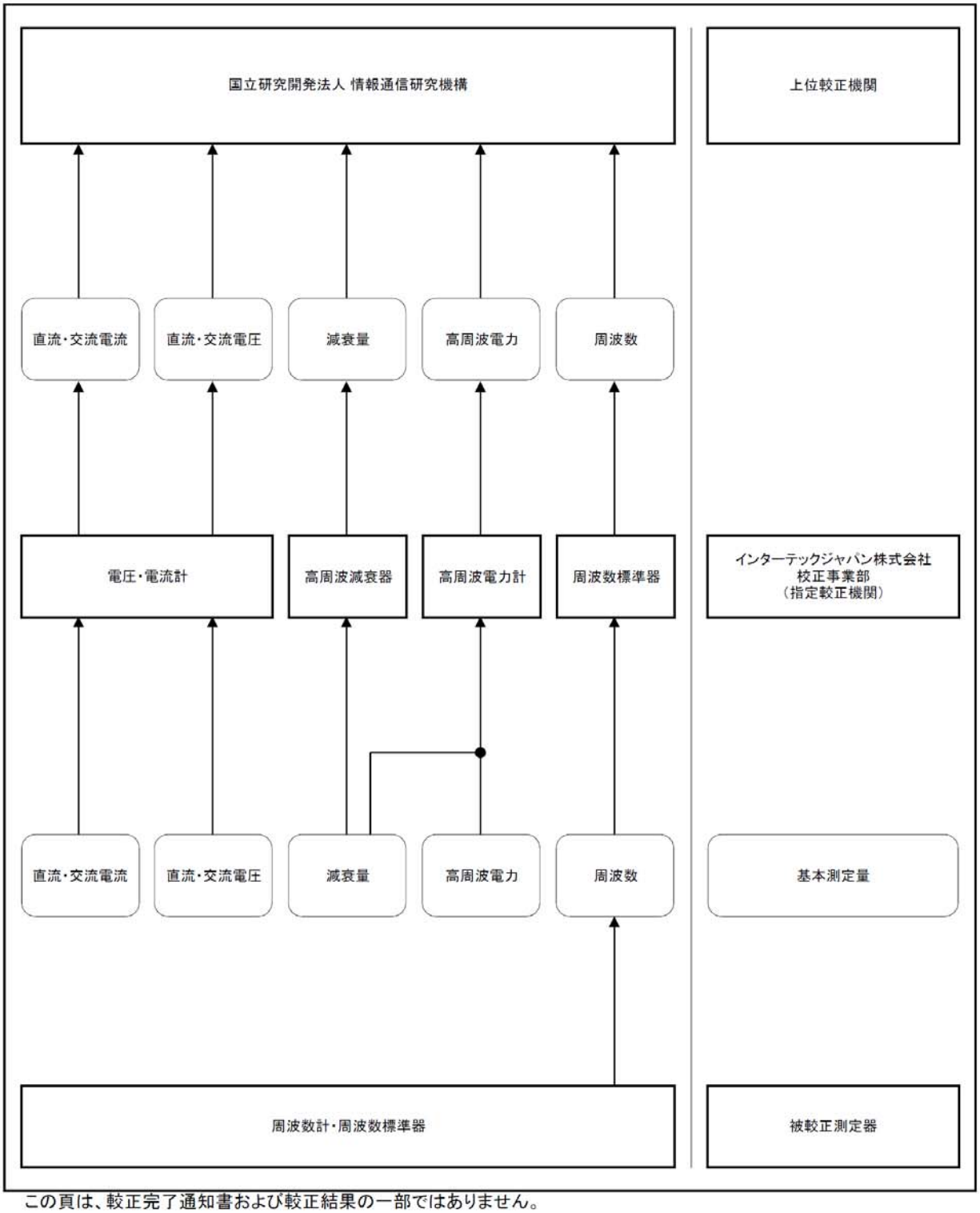

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D001(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

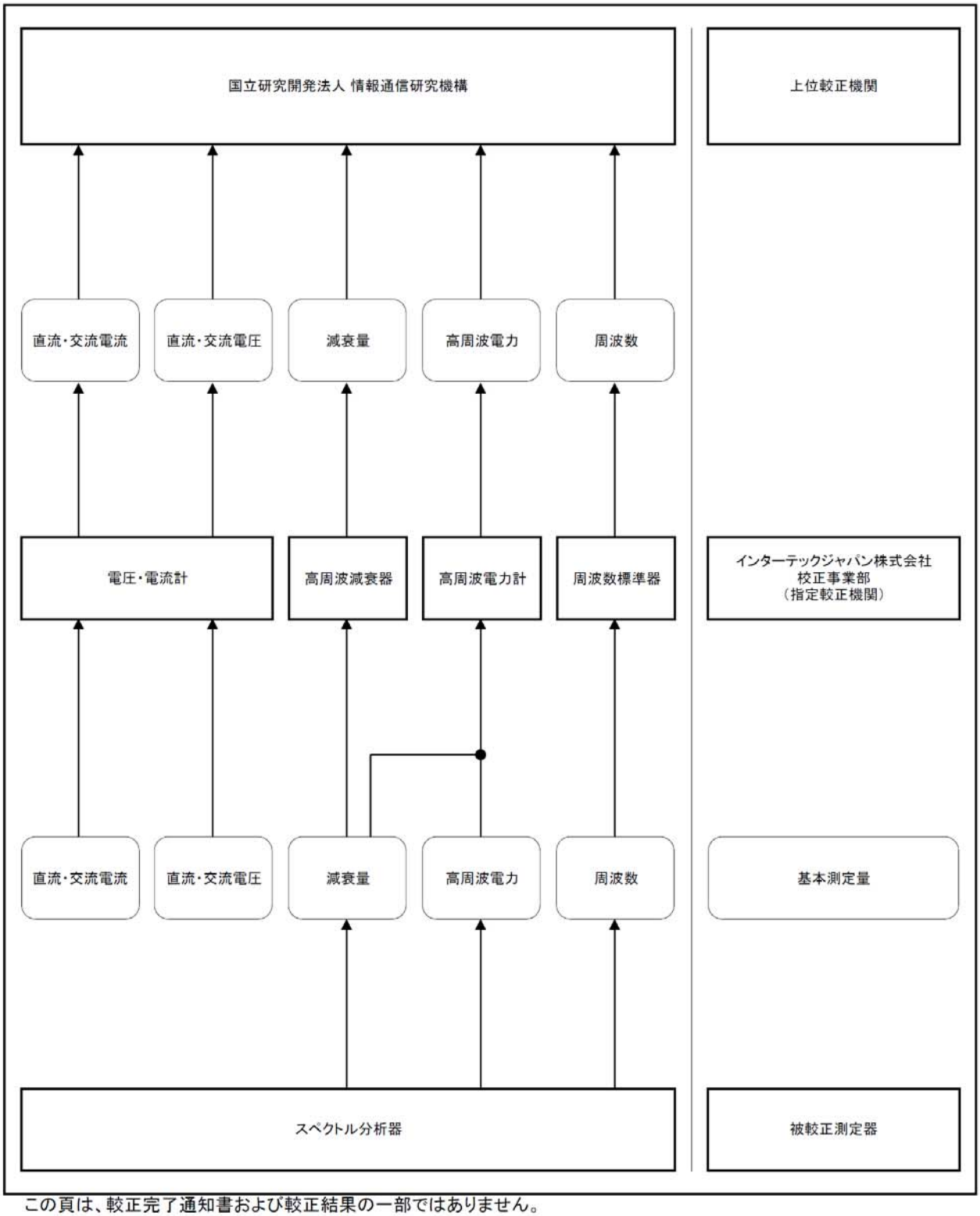

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

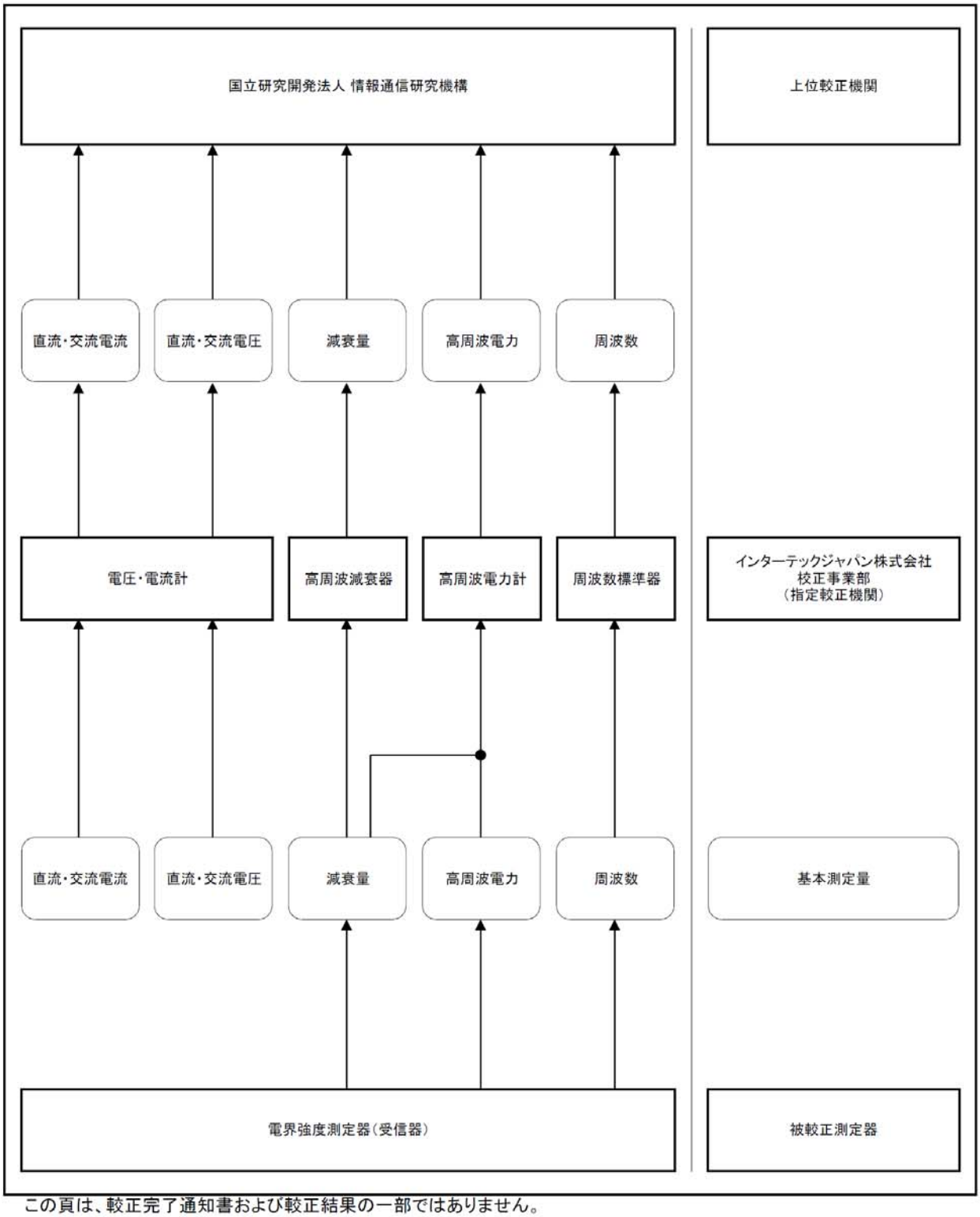

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D003(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

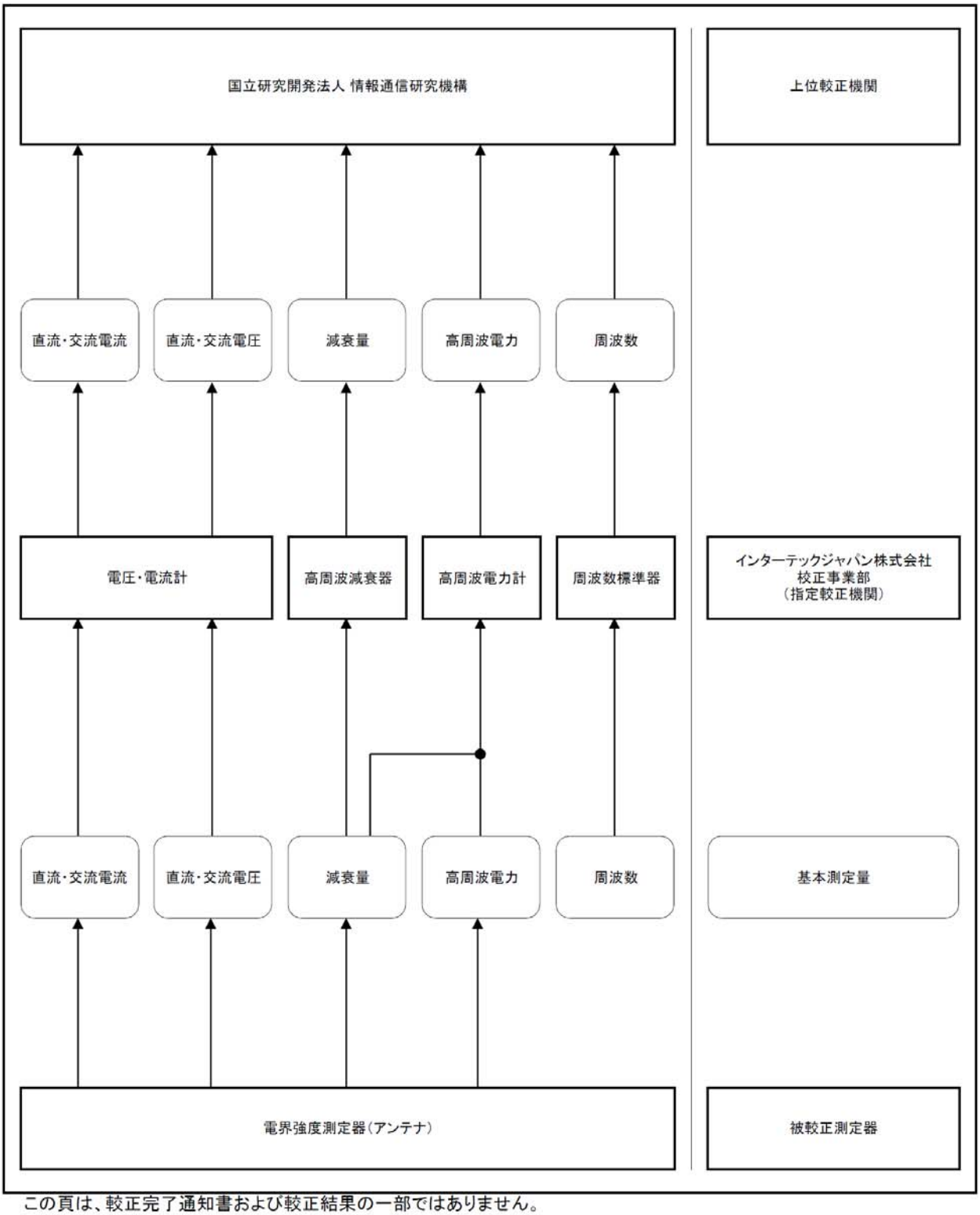

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D004(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

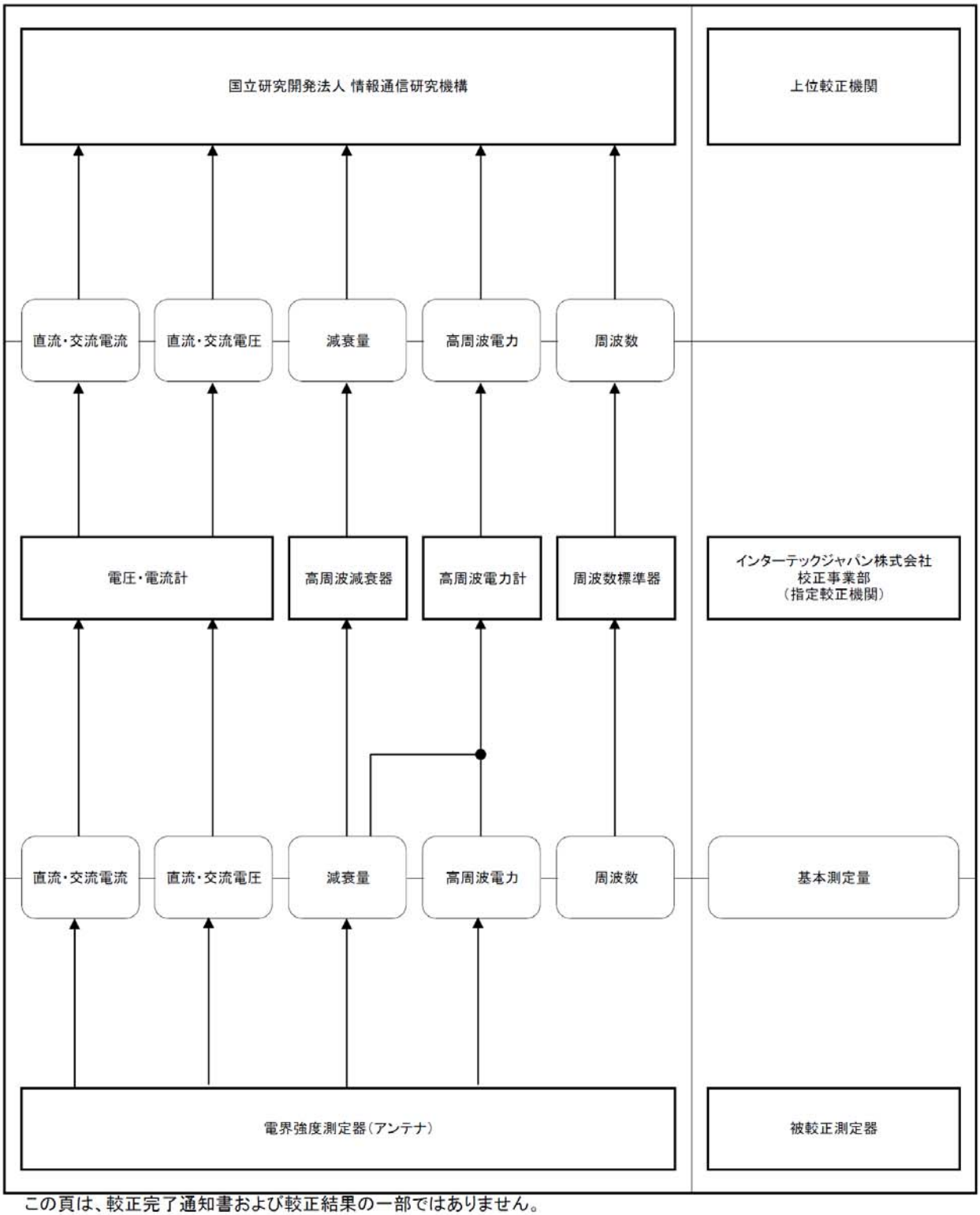

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek

QMC-24-D005(1.3)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

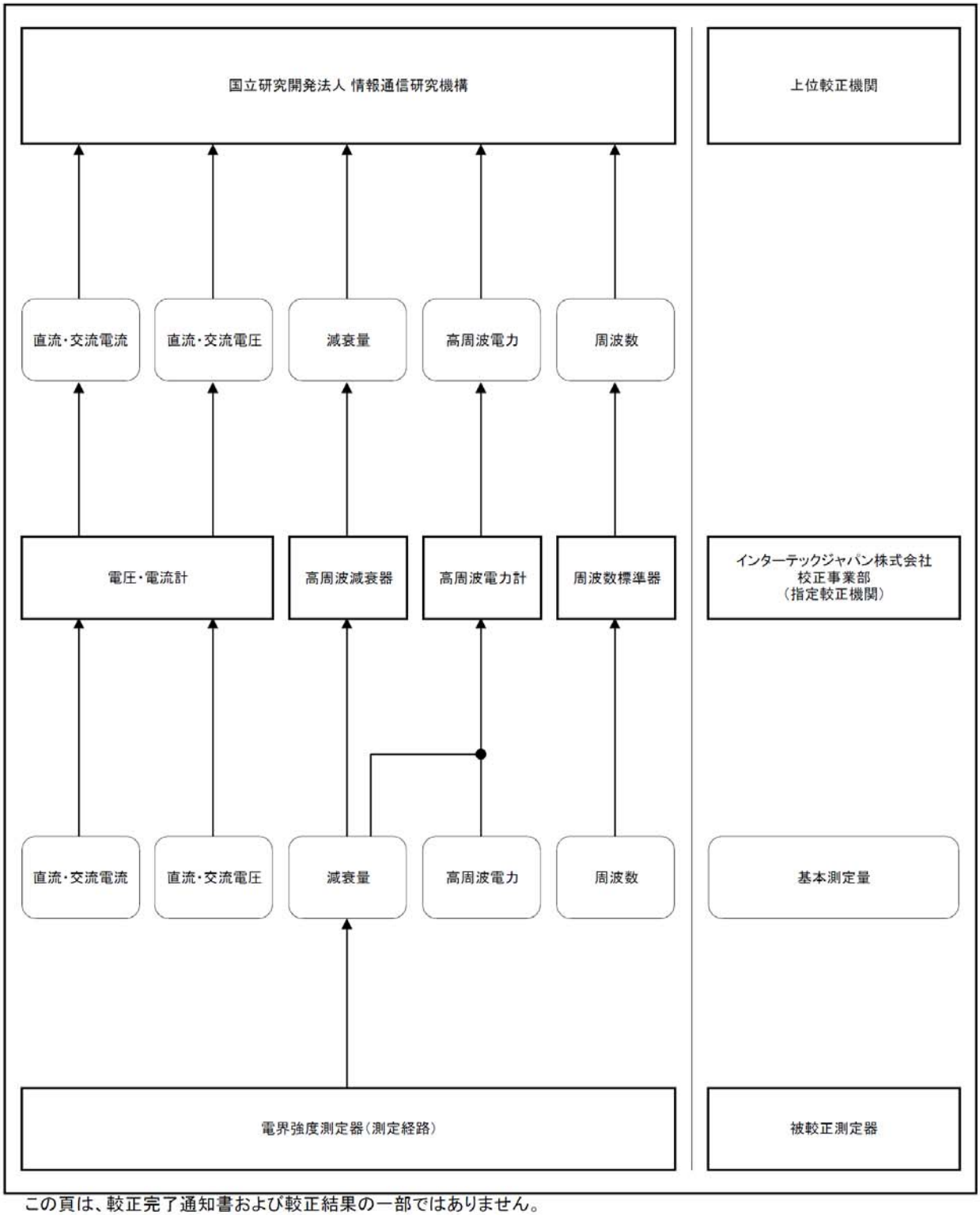

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D006(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

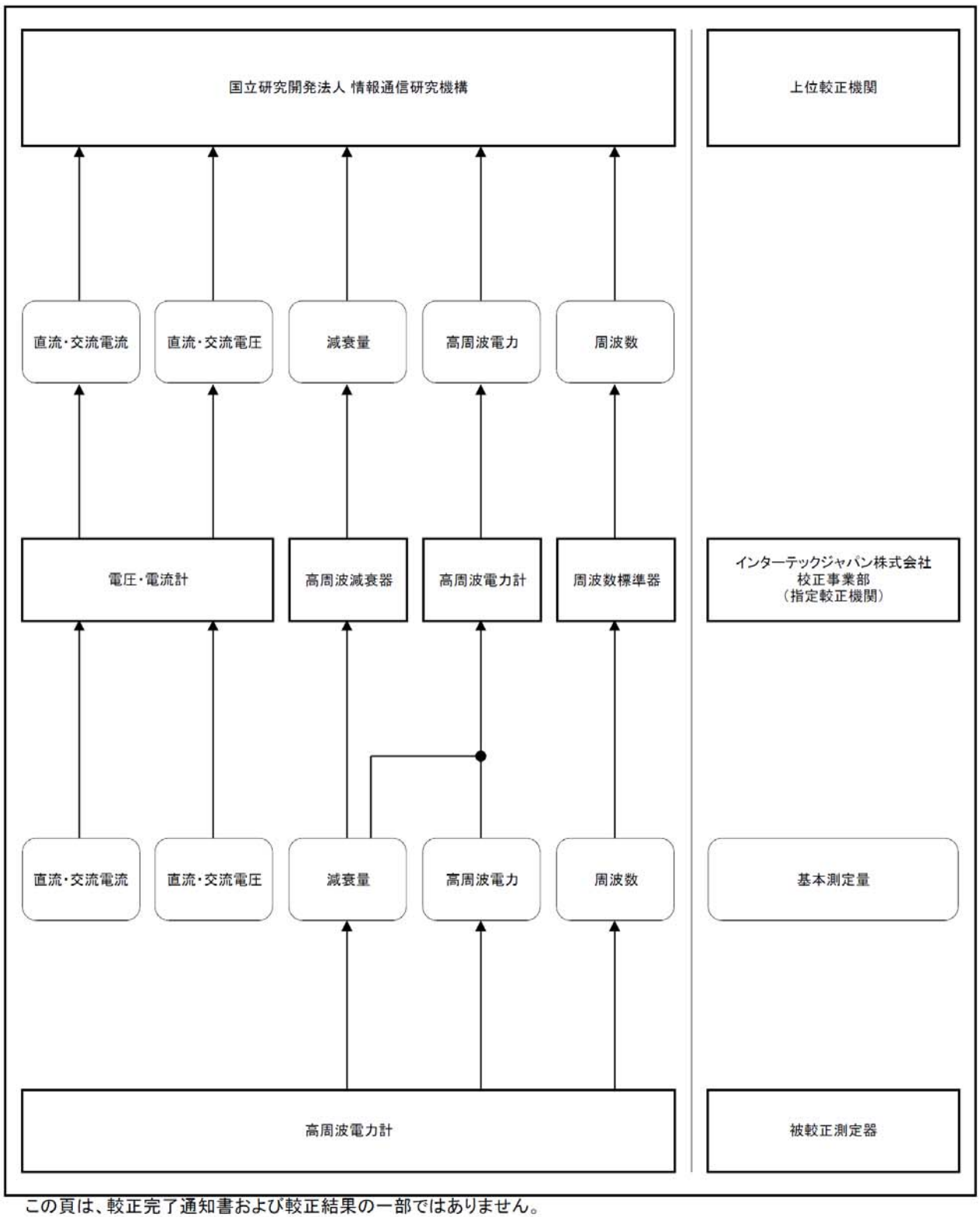

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2016 Intertek

QMC-24-D007(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

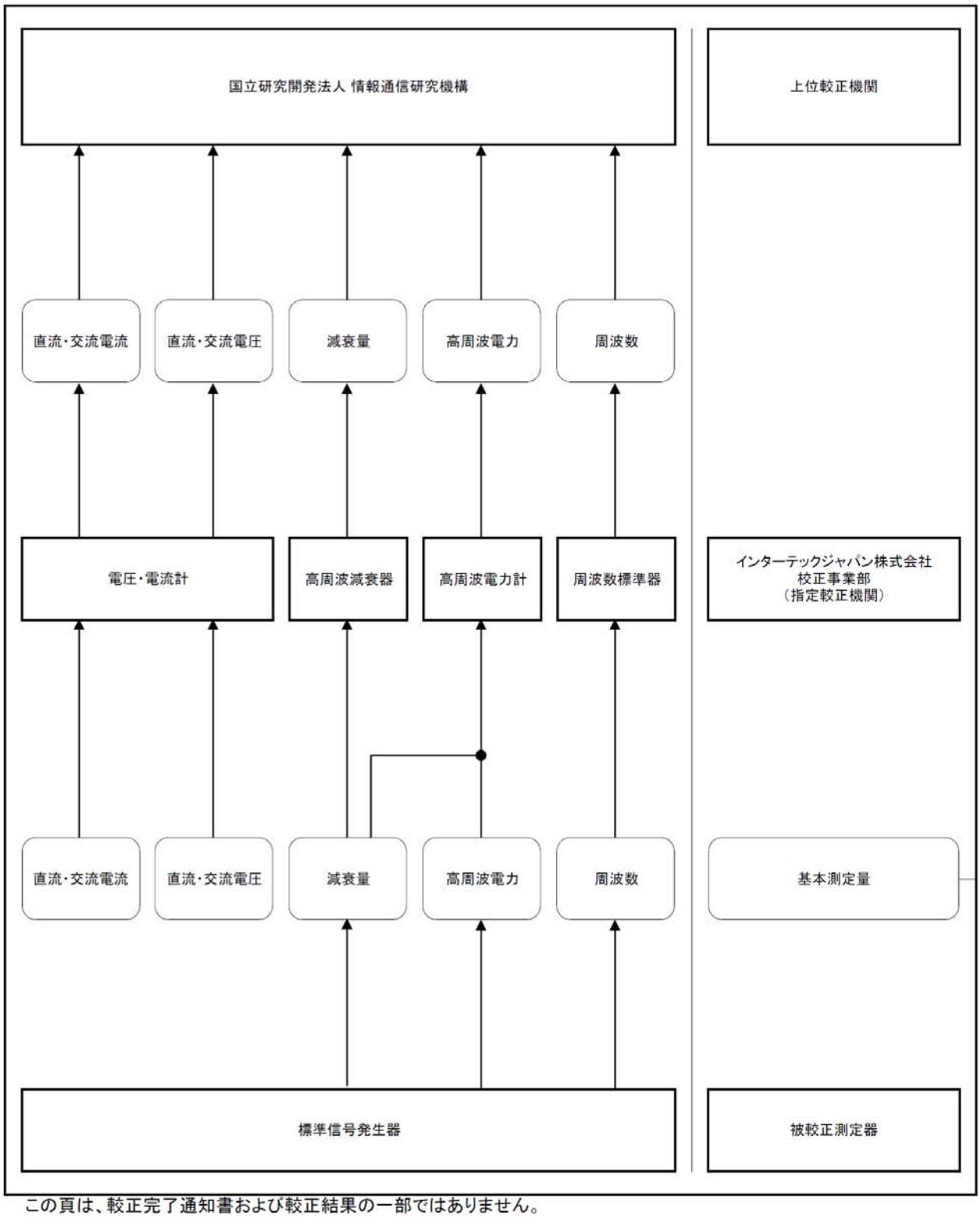

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D008(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

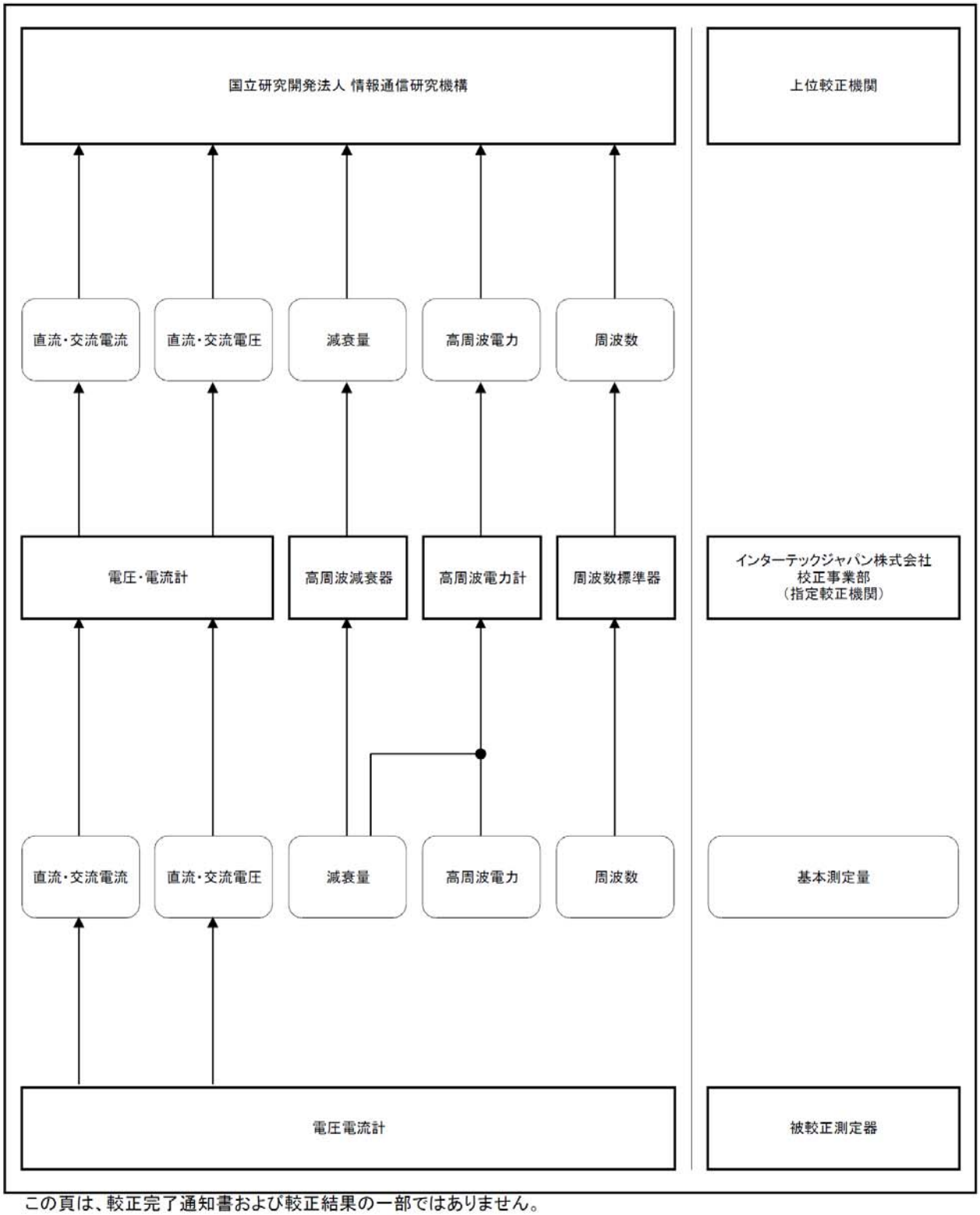

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D009(1.4)

intertek
Total Quality. Assured.

Traceability Diagram of Calibration

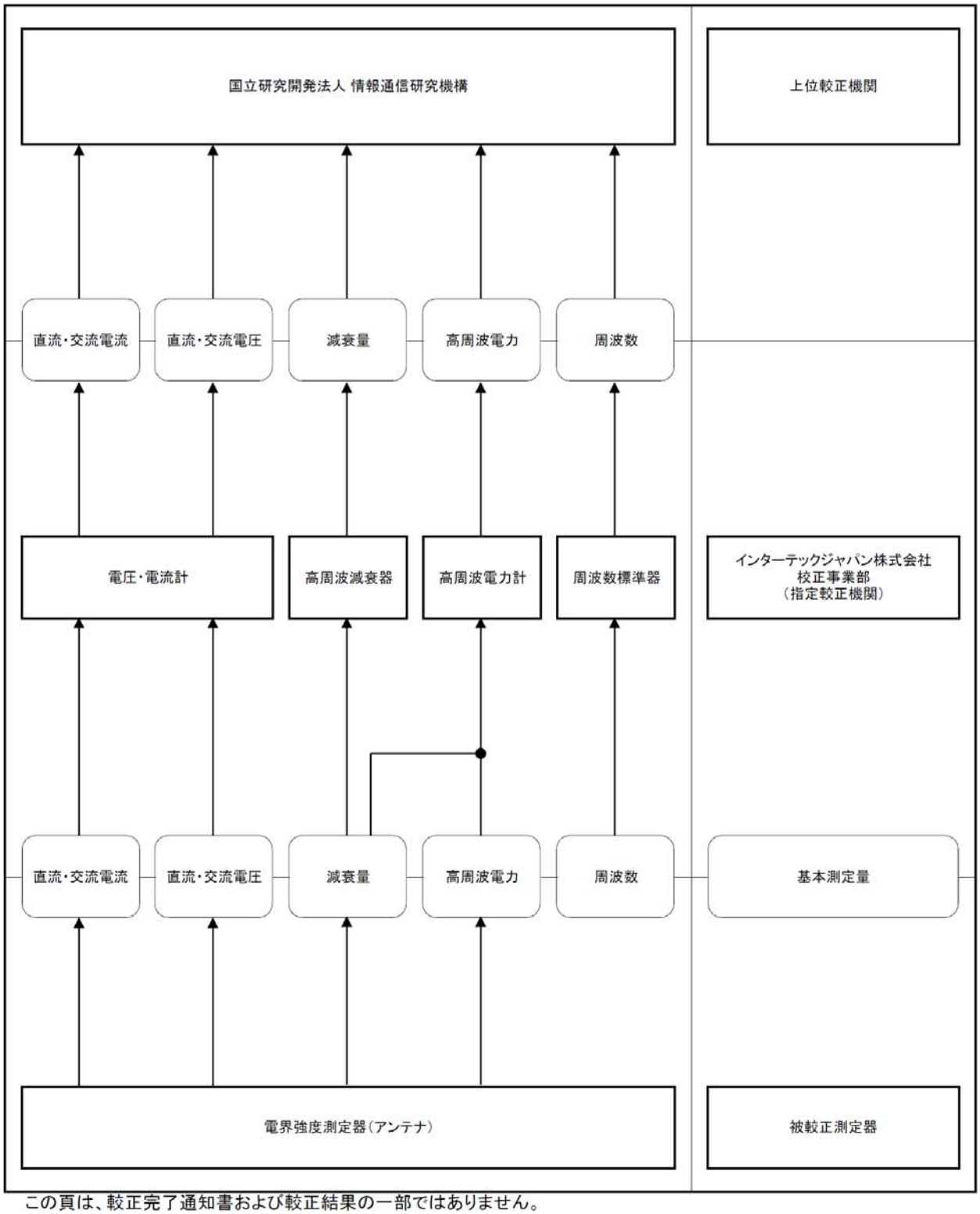

この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

© 2017 Intertek 1/1 QMC-24-D010(1.2)

別表５　「一般取引条件」

intertek
Total Quality. Assured.

一般取引条件

1. インターテック　ジャパン株式会社（「当社」）は、本約款の記載条件（「本条件」）に従いサービスを提供することに同意します。当社は、当社サービスの依頼元である個人または企業（「お客様」）のために行動します。

2. 本条件は、当社を代理して取締役が署名した書面による変更がある場合に限り変更できるものとし、当社またはその従業員もしくは代理人による当社側の行為があっても、本条件につき別段の条件が受諾されたものとは解釈されません。当社の同意がある場合を除き、如何なる第三者も当社に対して指示する権利を持ちません。

3. 当社がサービスを提供する過程において作成した試験報告書、調査書、検査証その他の資料に係るあらゆる権利（著作権および商標を含むが、これに限らない）は、全て当社に帰属します。

   a) お客様は、その内容が変更されず、またはその他の形で誤って解釈されないことを条件として、当社が発行した試験報告および証明書の原本または写しを他者（顧客、官庁）に公表することができます。試験報告および証明書は、完全な形で公表されるものとします。

   b) お客様は、その他の資料の内容の全体または抜粋部分につき、当社の書面による事前承諾がない限り、その複製またはコピーを作成したり、第三者に対して公開または開示したりしてはなりません。なお、当社は、かかる承諾を自己の裁量により拒絶することができます。お客様はまた、当社の活動に関連して入手し得る情報を、お客様の使用人および代理人に守秘させること、かつ当該使用人等が当該情報を公表したり使用したりしないことを約諾します。

   c) お客様が作成する宣伝および販売促進用の資料は、当社が提供するサービスについて第三者に対し事実と異なるまたは誤った印象を与えないものとしなければなりません。

4. 4.1 当社は、サービスの履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、かかる技術および注意を尽くしていない場合に限り責任を引き受けます。

   4.2 当社による契約違反および/または当社が適切な技術および注意を尽くさなかったことに関連して生じた損失、損害または費用（その性質および発生態様の如何を問わない）の請求に関する当社の責任範囲は、如何なる場合も、当該請求の根拠となった当社との個別契約のもとで要求される具体的サービスの対価および代理人手数料の総額を超えないものとします。当社は、逸失利益および/または将来の営業損失および/または生産の損失および/またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接または結果損害に係る請求について責任を負わないものとします。

   4.3 当社は、サービスの履行遅延または不履行に起因する損失または損害につき、戦争、内乱、強制徴用、政府もしくは議会による制約、禁止若しくは法律の制定、輸出入規制、ストライキもしくは労働争議（自社もしくは第三者の従業員が関与しているか否かを問わない）、労働力もしくは資材の調達不能、機械の故障、火災または事故を含め（但し、これらに限らない）、それが当社の支配を越えた事由により生じたものである場合、一切責任を負わないものとします。かかる事由が生じた場合、当社は、一切の責任を負うことなくサービスの提供に関する契約を解除するかまたは一時中止することができます。

C&E East Version 8
LEN-RJP-SL003 / Effective Date: 13 March, 2017

4.4 当社は、当社がサービスの提供に関連して提示した予定納期を遵守できなかったことに起因してお客様が被った一切の損失または損害についてお客様に対する責任を負わないものとします。[第10.1条を参照のこと] [第10.2条を参照のこと]

5. 5.1 当社が受諾するお客様の指示を前提として、当社が作成する試験報告書、調査書、検査証その他の資料には、当社が受領した指示の範囲内で適切な注意を以って作成された意見提示が含まれる場合もあります。当社は、受領した具体的指示の範囲外の事実または状況について言及したり報告したりする義務を負わないものとします。

5.2 製品出荷前の検査または調査について、当社の検査担当者は、（当社とお客様との間で別段の合意がある場合を除き）製品の製造、梱包および標章の表示が100%完了した状態で検査または調査を行うものとします。検査または調査の対象製品は、当社の検査担当者の立会いのもとに開封するものとし、検査または調査は、第5.3条に従い、お客様の指定場所において行います。

5.3 検査場所が製品の適切な検査もしくは調査を行うには不適切であると当社の検査担当者が判断した場合、または検査もしくは調査に必要な機器が調達不可能な場合、かかる状況下で実際的な場合は、検査担当者は検査場所から製品のサンプルを持ち出して当社の事業所内で検査または調査を実施することができるものとします。お客様は、これに関連した費用および経費を全て負担します。

5.4 サンプルの検査後または分析後に発行する報告書、調査書または検査証には、当該サンプルのみに関する当社の具体的見解が含まれますが、これはサンプルの抽出元である製品全体に関する見解を述べるものではありません。製品全体に関する見解を希望する場合、製品全体の検査およびサンプル抽出について当社との間で書面による特別な取決めを事前に行うものとします。当社の責任は、製品全体から実際に抽出し当社が検査、試験および調査を行ったサンプルに関する検査、試験および報告の範囲を如何なる場合も越えることはないものとし、かかる検査または調査担当者による試験の結果から導かれる推論は、お客様の単独かつ独占的な裁量および責任に全面的に委ねられるものとします。

6. 当社は、その裁量により、お客様との間で請け負ったサービスの全体または一部を代理人または下請業者に委託することができます。

7. 当社の役員、従業員、代理人または下請業者は、各々が本条件に記載された責任の制限および免責事項の対象となります。かかる責任の制限および免責事項に関する限り、当社が締結する契約は、当社としてのみならず、上記各者の代理人または受託者としての立場としても締結されるものとします。

8. お客様は、当社にお客様またはその代理人が提供した情報、サンプルおよび関連する文書が正確、完全かつ母数を代表するものであることを表明し、またお客様は、当社が、その正確性、完全性または真正性について当社による追加の検証なしに当該情報、サンプルおよび関連文書に当社が依拠していることも認識します。お客様または第三者による分析に当社が立ち会うことが可能である場合に限り、当社は正しいサンプルが分析されたことについての確認書を提供しますが、そうでない場合は、当該分析の正確性について当社は責任を負いません。お客様は、お客様が提供した情報、サンプルまたは文書が不正確、不完全または虚偽であった場合、裁判費用および合理的な弁護士報酬を含むがこれらに限定されないあらゆる種類または内容の責任から当社を免責し、一切の損害を被らせず、補償することに同意するものとします。

intertek
Total Quality. Assured.

9. お客様は、以下を了解するものとします。

9.1 必要な試験の過程でサンプルが試験中に破損または破壊を受ける可能性があること。お客様は、かかる変容または破損に関する一切の責任から当社を免責することに同意します。

9.2 試験後のサンプルは、通常の操作において危険が生じる恐れがあり、使用不可になる場合があること。

9.3 お客様またはその代理人が試験サンプルの送料と通関手数料について負担すること。

9.4 契約交渉過程において、以下のいずれかのサンプル処分方法をお客様が決定すること。

9.4.1 お客様が当社からの通知後3週間以内にサンプルを回収する責任を負うか、そうでない場合は当社がサンプルを廃棄する。または、

9.4.2 お客様の費用負担にてサンプルを郵送で返却するよう当社に求める。または、

9.4.3 別段の相互の合意がある場合を除き、当社の費用負担にて当社が破棄する。

10. お客様は、以下を遵守するものとします。

10.1 必要なサービスを効果的に行うことができるよう、当社に対する指示を適切な時点で行い、十分な情報を提供するよう徹底すること。

10.2 お客様と第三者との間の取決めもしくは合意内容を記載した文書または第三者の文書（販売契約、信用状、船荷証券等のコピー等）が、それを当社が受領している場合でも、あくまでも参考情報としてみなされるものであり、当社が提供すべきサービスまたは受諾した義務の範囲を拡大または制限するものではないことを了解すること。

10.3 必要なサービスを効果的に行うことができるよう、当社の代表者に対して必要な全てのアクセスを認めること。

10.4 サービスの履行に必要な特殊機器および人員を必要に応じて提供すること。

10.5 サービスの履行中、労働条件、現場および機械設備について必要な全ての安全対策および保安対策を講じること。

10.6 サービスの履行にとって障害または妨げになるものを除去または是正するあらゆる措置を講じ、検査後は調査後に検査済の全ての製品を直ちに梱包し直すこと。

10.7 当社によるサービス提供の依頼に関連し、実際のものか潜在的かを問わず、既知の有害性または危険性（放射能、有毒、有害もしくは爆発性のある物質または素材、環境汚染物または毒物の存在もしくはその恐れを含むがこれらに限らない）について事前に当社に通知すること。

intertek
Total Quality. Assured.

11. お客様は、以下について当社、その役員、従業員、代理人または下請業者を保証、免責し補償します。

11.1 あるサービスに関連した請求の総額が第4.2条に記載した上限を超える、当該サービスの履行、履行とみなし得る行為または不履行に関連して発生する、あらゆる性質の損失、損害または費用について第三者が申し立てる全ての請求。

11.2 お客様に対して当社がサービスを提供した結果、当社が被った損失または損害（但し当社自らの過誤、懈怠または故意の欠陥に起因するものを除きます）。

12. 12.1 お客様は、当社に対する料金を請求書の提示があり次第、またはその他契約により合意した期間内に当社に対して速やかに支払うものとします。かかる支払を怠った場合、請求書の支払期日から実際の支払まで月利1.5%の利息を支払うものとします。お客様はまた、当社がサービスの提供に関連して合理的範囲で必要とした出費を全て払い戻すことに同意し約諾します。

12.2 お客様は、当社に対して主張する紛争、反対請求または相殺を理由として当社に対する金員の支払を留保したり遅延したりしてはなりません。

12.3 お客様が債権者との支払停止手続き、破産、会社整理、管財人の任命または事業の停止に至った場合、もしくは、お客様が当社に対する支払金の一部または全部の支払を怠った場合、当社は、未払いの対象となっているサービスの履行を全て中止し、当社に対する支払金の全額が利息と併せて支払われるまで、求められている試験報告書、調査書、検査証または他の資料の発行を、当社は何らの責任も負うことなく直ちに留保できます。

13. 当社に対する支払金の支払不履行があった場合、当社は、法律上または本条件に基づく権利を損なうことなく、以下の権利を有します。

13.1 当社は、一切の契約に基づき、かつその他何らかの形でお客様が当社に対して負う全ての請求および金額について、試験用に納入された全てのサンプルに対する一般および特別の先取特権を有するものとします。

13.2 当社は、かかるサンプルの留置に係る合理的な保管料を受け取ることができます。

13.3 上記第13.1条および第13.2条に基づく当社の先取特権および他の権利を損なうことなく、製品の試験、検査または調査が当社の施設内で行われる場合、当社は、製品（またはその一部）の引取の準備が整っていることをお客様に通知することがあり、その場合、お客様は、3週間以内に当該製品を回収するものとします。当該期間を経過しても客様が製品を回収しない場合、当社は自己の単独の裁量により製品が放棄および/または破棄されたものとみなすことができます。

13.4 お客様が本サービスの履行のために製品を当社の施設に預託し、その後当該製品を回収しなかった場合、上記第13.3条を損なうことなく、当社はその裁量により、自己の施設内またはその他の場所で、お客様の費用にて当該製品（またはその一部）を保管することができます。

13.5 当社がお客様から回収することができる立替費用には、製品に関して（保管、保険その他により）当社が被った合理的範囲の全費用が含まれるものとします。なお、当社が製品に総合保険を付保することは合理的であるが義務ではないことが明示的に確認されています。

13.6 上記第13.1条乃至第13.5条に基づく当社の先取特権および他の権利を損なうことなく、製品に関する危険および所有権の責任は常にお客様に帰属します。

14. 当社が自己の支配の及ばない事由により、お客様から受注またはお客様と約定したサービスを履行または完了できない場合、お客様は、当社に対し以下を支払うものとします。

14.1 当社が実際に支払ったかまたは被った全費用、および

14.2 実際に履行したサービスの部分（もしあれば）に相当する対価およびエージェンシー手数料。

かかる場合、当社は、要求されたサービスの一部または全部の不履行について一切の責任を免除されます。

15. 当社は、損失、損害または費用に関する全ての請求につき、当該請求の発生根拠となったサービスの履行日後12ヶ月以内に訴訟が提起された場合または当該サービスの完了期日とされていた日から12ヶ月以内に不履行の主張がなされた場合を除き、お客様に対する一切の責任を免除されます。

16. サービスの履行過程で予想外の所要時間または費用が発生した場合、当社は、かかる時間および費用を合理的程度に反映した追加料金を請求することができます。

17. お客様は、当社に提供された試験サンプルと関連する文書（証明書および/または報告を含むがこれらに限定されない）が第三者の 知的財産権を含む法的権利をいかなる場合も侵害していないことを保証するものとします。第三者の法的権利の紛争に関して法的手続きが提起された場合、お客様は、お客様が要求したサービスの実行または実行とみなされる行為から生じた全ての申し立て、費用、損害、損失および出費から当社を免責し、損害を被らないよう補償し、更に補償を継続するものとします。

18. 当社は、お客様に関連して当社が保有する資産性の非公開情報を、お客様の書面による事前の同意なしに第三者に開示しません。但し、(i)当社の認証活動の評価の目的で認証機関に提出する場合、(ii)当社が依拠する法令の遵守のため、かかる情報の開示が必要である場合を除きます。

19. 当社によるサービスの提供に係る全ての契約および本条件は、日本国の法律に従い解釈され、これに準拠するものとします。仲裁手続または訴訟手続の解釈において、かかる契約は日本国において締結され履行されたものとみなします。日本国法により本条件の記載条項が何らかの点において現時点および/または将来において無効、違法または執行不能とされた場合でも、本条件の残余の条項の有効性、適法性および執行可能性はそれにより何ら影響を受けたり損なわれたりしないものとします。

20. 当社によるサービスの提供もしくはサービスの提供に係る契約に起因または関連した紛争または請求申し立ては、当社が日本国の裁判所または当社が選択する国の裁判所において訴訟手続を開始する単独かつ最優先の裁量権を有することを前提として、仲裁に付託され決定されます。両当事者は、仲裁人の選任につき合意することができますが、かかる合意に至らなかった場合、いずれの当事者も、仲裁人の任命に対する合意を先ず書面で要求した上で、日本商事仲裁協会（JCAA）に対して仲裁人の選任を依頼することができます。仲裁地は東京とします。仲裁人は一名限りとします。仲裁手続における使用言語は日本語とします。

以下空白

2011年9月1日改定（第8版）